

食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務委託仕様書（案）

1 目的

本県においては、多くの食料品製造業者等が特色ある商品を製造して県内外へ展開しているが、農産物を活用した商品においては生産量、品質や価格等の面から県外産の原材料に依存している事例が見られる。そのような中で、食料品製造業者等は最近の物流費等の高騰による原価高騰への対応や地産地消の観点から県内流通による野菜や果実等の県産原材料の活用、更には多様化し飽和状態にある商品の中で差別化を図るための付加価値の向上が求められており、地域産品として訴求力を高めるためにも県産原材料の積極的な活用は喫緊の課題となっている。しかし、現状では1次産業従事者と2次・3次産業従事者のネットワーク不足により生産実態が把握できずに県産原材料が調達できない事例や生産側の生産量と製造側の求める品質等のミスマッチという供給面の課題から活用に至っていない。

そこで、本事業では、多様な県内事業者によるプラットフォームを形成し交流の場を設けるとともに、プラットフォームの活性化を図ることで、1次・2次・3次産業従事者が一体となったバリューチェーンとサプライチェーンを構築し、食料品製造業者等は原価高騰時代、差別化競争時代に対応した収益確保を目指すとともに、農業者は実需者ニーズに応じた生産拡大による持続可能な収益性の高い農業生産の推進を目指すことで、継続的にマーケットニーズに応じた商品開発と実需者ニーズに応じた生産による地域内流通を活性化させ、相互に収益を確保できるビジネスモデルを創出する仕組みの構築を推進することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月10日（火）まで

3 定義

- (1)「地域食品産業連携プロジェクト」とは、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する仕組みの構築をいい、略称はLFP（Local Food Projectの頭文字）とする。
- (2)「食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト」の略称は「みやぎLFP」とする。
- (3)「プラットフォーム」とは、地域の食品産業を中心とした多様な関係者（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、食品製造事業者、流通販売事業者その他の事業者、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社等）が参画したプラットフォームをいう。
- (4)「新たなビジネス」とは、みやぎLFPが創出する地域の農林水産物を活用した、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスモデルをいう。
- (5)「みやぎLFPコーディネーター」とはみやぎLFPの運営業務の進行管理を統括する者をいう。

4 新たなビジネスの想定

(1) 活用する農産物の想定

宮城県内で生産される園芸作物（青果又は一次加工品）

(2) 想定する新商品の内容

プラットフォーム内の農業者及び食料品製造業者等が連携して地域内流通の活性化等を検討し、マーケットニーズに応じて県産の園芸作物を活用した商品を開発する。

連携事業者が協働での取組成果をPRすることで、付加価値及び訴求力を高め、販売拡大に結び付ける。

なお、商品開発は市場調査等のマーケティング活動に基づき消費者行動の変化等に対応した形で行うとともに、開発過程においては農業者に対して原料に関する評価等をフィードバックしながら

意見交換を活発に行い、相互にブラッシュアップを図ることで原料品質及び供給の安定化や商品品質の向上及び安定生産につなげ、県内事業者が連携し持続的発展を生むバリューチェーン及びサプライチェーンを構築する。

5 業務内容

受託者は、1の目的の達成に向けたみやぎLFPの円滑な実施のため、以下に掲げる業務を行う。

(1) プラットフォームの形成

みやぎLFPプラットフォーム（参画者数76者：令和7年3月末現在）の更なる拡大・活性化を図るため、新規参画者の募集、取りまとめを実施すること（変更、脱退手続を含む）。

取りまとめに当たっては、プラットフォーム加入・変更・脱退等に係る申請様式を作成し、申請内容に応じて業種（生産、流通、加工、販売等）ごとに整理するとともに、加入・変更・脱退の状況について更新があった際には、都度、発注者に共有すること。

(2) 情報発信

みやぎLFPの取組内容について、ホームページやSNS等を活用し広く発信すること。

なお、情報発信の内容及び方法については、都度、発注者と協議の上、決定すること。

(3) 研修会の開催

プラットフォームの参画者を対象に、新たなビジネス創出とプラットフォームの活性化に向けて下記イからハの研修会を企画し、実施すること。

イ ビジネス化勉強会

LFPの意義の確認やプラットフォームに参画した事業者の新たなビジネスアイディア創発の契機とするため、地域の1次・2次・3次産業従事者が連携し、地域資源を活用したビジネスを展開している先進事例を視察するビジネス化勉強会を企画し、開催すること。

なお、視察場所については実施効果が高まるよう県内外を問わずに選定し、視察先との調整及び移動手段や宿泊を伴う場合の宿泊先の手配を含めて運営すること。

(イ) 開催時期及び回数

令和7年7月から令和8年2月までに1回以上開催すること。

(ロ) 参加対象者

プラットフォーム参画者のうち、ビジネス化勉強会に関心がある事業者を対象とし、視察場所の規模や移動手段に応じて定員を設定すること。

(ハ) 参加費の徴収

参加者の交通費・宿泊費・飲食代に関しては委託費に含まず、参加者の自己負担により費用を徴収して運営すること。

(ニ) 不可抗力等による視察の変更・中止

悪天候や災害などの不可抗力を事由として視察を変更・中止した場合に限り、変更・中止に伴い発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。

(ホ) 安全管理

訪問先との事前打合せを十分に行い、視察内容及び移動ルート等に危険がないことを確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。また、視察中の事故に対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

ロ ビジネスアイディア検討会

新たなビジネス創出に向けて、プラットフォーム参画者から新たなビジネスアイディアを抽出し、プラットフォーム内でのビジネスマッチングによるプロジェクトチーム立ち上げの契機とするためのビジネスアイディア検討会を企画し、開催すること。

(イ) 開催時期及び回数

令和7年8月までに1回開催すること。

(ロ) 開催方法

以下の内容を含む形で企画し、開催すること。

- ・プラットフォーム参画者からの新たなビジネスアイデアの募集
- ・当該参画者による新たなビジネスアイデアの提案（プレゼンテーション）
- ・新たなビジネスアイデアに共感する多様な関係者による、実現に向けたワークショップ

ニ 共通事項

- (イ) 開催日程や内容等の詳細については、発注者と協議の上、決定すること。
- (ロ) 開催に当たっては、開催チラシ等を作成してプラットフォーム参画者等に周知し、参加者の取りまとめ及び連絡調整を行うこと。
- (ハ) 対面でのリアル開催を原則とし、会場及び設備（パソコン・プロジェクター等）を確保・準備するとともに研修資料を作成すること。
- (ニ) 開催チラシ及び研修資料等の内容は、事前に発注者の確認を受けること。
- (ホ) 各研修会参加者にアンケートを実施し、取りまとめの上、研修会の実施内容の詳細及びその後の活動方針等を記載した研修会開催報告書とともに速やかに発注者に報告すること。
なお、アンケート内容については、発注者と協議の上、決定すること。

(4) 戦略会議の開催

(3) ロのビジネスアイデア検討会で提案された新たなビジネスアイデア及びワークショップの結果を踏まえながら、新たなビジネス創出に向けて戦略会議を2回企画し、開催すること。

イ 第1回戦略会議

- (イ) 開催時期
令和7年9月までに開催すること。
- (ロ) 開催方法
以下の内容を含む形で企画し、開催すること。
 - ・ビジネスアイデア検討会の振り返り
 - ・新たなビジネス創出に向けた課題及び解決策の検討
 - ・連携事業者のマッチング及び役割の整理（プロジェクトチームの立ち上げ）
 - ・新たなビジネス創出に向けたロードマップの策定

ロ 第2回戦略会議

- (イ) 開催時期
令和7年10月頃を目安に事業の進捗を鑑みながら開催すること。
- (ロ) 開催方法
以下の内容を含む形で企画し、開催すること。
 - ・新たなビジネスの進捗状況及び課題等の共有と解決策の検討
 - ・収益性の高いビジネス実現に向けた販売戦略等の検討

ハ 共通事項

- (イ) 開催日程や内容等の詳細については、発注者と協議の上、決定すること。
- (ロ) 開催に当たっては、開催チラシ等を作成してプラットフォーム参画者等に周知し、参加者の取りまとめ及び連絡調整を行うこと。
- (ハ) 対面でのリアル開催を原則とし、会場及び設備（パソコン・プロジェクター等）を確保・準備するとともに会議資料を作成すること。
- (ニ) 開催チラシ及び会議資料等の内容は、事前に発注者の確認を受けること。
- (ホ) 戦略会議の実施内容の詳細及びその後の活動方針等を記載した研修会開催報告書とともに速やかに発注者に報告すること。

(5) 補助事業関係手続のサポート

発注者は、研修会及び戦略会議で検討選定された新たなビジネスを実施するプラットフォーム参画者（以下「ビジネス実施者」という。）に対し、食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業費補助金交付要綱に従い、予算の範囲内において商品開発・販路開拓等に係る経費の一部を

補助する。

受注者はビジネス実施者の補助金交付申請、実績報告に向けた作業を側面支援すること。

(6) 新たなビジネスの支援

ビジネス実施者が新たなビジネスを円滑に実施するため、みやぎLFPコーディネーターを1人以上設置し、以下イからハの業務を行うこと。

なお、設置するみやぎLFPコーディネーターは、ビジネス実施者の課題を適切に把握でき、イノベーションの誘発など必要な支援につなげるとともに、運營業務の進行管理を行う統括責任者も担うことができる人材であること。

イ ビジネス実施者への支援

新たなビジネスの実施に係る課題や問題点を把握し、必要に応じて専門家の派遣などにより支援を展開し、イノベーションの創発を含む助言・指導を行うこと。

ロ 最低到達目標の達成支援

最終到達目標として、新たなビジネスにおいて、少なくとも実需者及び消費者による評価を受けて商品改良を施した試作品を完成し、当該商品のFCP展示会・商談会シートを作成すること。

ハ 発注者への支援結果報告

実施した支援及び結果について、実施報告書を作成し、速やかに発注者への結果報告を行うこと。

(7) 成果報告会

プラットフォームの持続的発展を図るため、令和7年度のみやぎLFPの活動成果を広く周知するとともに次年度以降の取組方策を検討する成果報告会を開催すること。

イ 開催時期及び回数

令和8年2月又は3月に1回開催すること。

ロ 開催方法

以下の内容を含む形で企画し、開催すること。

- ・新たなビジネス実施者による取組内容の報告
- ・開発商品又は試作品の試食評価とPR
- ・次年度以降のプロジェクトにつながる新たなビジネスアイデアの募集

8 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部の運営を第三者に委託してはならない。

9 成果品

本業務の成果品として、業務完了報告書を1部作成の上、提出すること。

10 会計帳簿等の整備

受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度から起算して5年間保管するものとする。

11 その他

この仕様書の定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定する。